

尾三衛生組合障害者活躍推進計画

令和 2 年 4 月 1 日

尾 三 衛 生 組 合

尾三衛生組合における障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、尾三衛生組合管理者が策定する障害者活躍推進計画である。

1 計画期間

本計画の期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 尾三衛生組合における障害者雇用に関する課題

尾三衛生組合は職員総数が 22 名程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。

過去に職員の中に障害者である職員が在籍することもあったが、これまで個別に対応してきており、組織的な体制整備は行っていない。

3 目標

(1) 採用に関する目標

会計年度任用職員について、障害者に限定した募集ではないが、障害者である応募者を念頭に置いた職員の募集とする。

(2) 定着に関する目標

なし

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。

イ 障害者である職員の相談窓口を設置する。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公

務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局や関係機関等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

5 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 相談窓口での相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。

(2) 措置を講ずる場合は、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

(3) 募集・採用に当たっては以下の取扱いを行わない。

ア 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

イ 自力で通勤できることといった条件を設定する。

ウ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

エ 「就労期間等に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

オ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) 新ごみ処理施設の計画策定にあたり、障害者の移動面並びに施設利用時の利便性及び安全面に配慮する。

6 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。